

農薬として使用することができない除草剤 の販売・使用に関するお願い

？「農薬」とは

- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤や農作物等の生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤等の薬剤をいいます。
- 国がその品質や効果、残留などを審査し、定められた使用方法により、農作物や環境などへの安全性が確認されたものを、農林水産省が登録します。
- 登録農薬には、容器・包装に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の記載があります。

？「農薬として使用することができない除草剤」とは

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤です。

☑ 容器・包装への表示義務

除草剤の容器・包装に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！



☑ 店頭における表示義務

店舗の見やすい場所に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！

！ 販売者へのお願い



「農薬」と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができない」旨を、商品や店舗において、分かりやすく表示、陳列してください。

分かりやすい表示例

こちらの商品は、農薬として使用することができません。農作物や庭木・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。
農耕地には使用できません。



☆インターネットで販売する場合☆

販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供をお願いします。

1

店頭での表示

- ・農薬ではありません。
- ・農作物や庭木・花き等植物の栽培・管理には使用できません。

2

商品での表示

除草剤

農薬として使用することができません。

3

農薬と区別し陳列



！ 購入者・使用者へのお願い



農薬に該当しない除草剤を、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されておりますので、ご注意下さい。



MAFF

(問い合わせ先) 農林水産省近畿農政局農産安全管理課
電話番号：075-451-9161（内線2284, 2292）